

住所地特例対象施設の変更<拡大>の概要図

平成27年3月31日までの
住所地特例対象施設

- (1) 介護保険3施設(特養、老健、療養型)
- (2) 特定施設(地域密着型特定施設を除く)

- ・ 軽費老人ホーム
- ・ 養護老人ホーム
- ・ 有料老人ホーム(※)

※サービス付き高齢者向け住宅においては、特定施設入居者生活介護の指定を受けている等の場合のみに限る。

平成27年4月1日からの
住所地特例対象施設

上記※の下線部の限定が解除される。
その他は、変更なし。

<サービス付き高齢者向け住宅に係る住所地特例対象の変更>

有料老人ホーム

下記①~④のいずれかの
サービスを提供

<有料老人ホームの定義>

- ① 食事の提供サービス
- ② 入浴、排せつ等の介護サービス
- ③ 洗濯、掃除等の家事サービス
- ④ 健康管理サービス

平成27年3月31日までの
住所地特例対象の範囲

平成27年4月1日から
新たに追加される
住所地特例対象の範囲

サービス付き高齢者向け住宅

下記2点ともサービス提供が必要<サ高住の必須サービス>

- ① 状況把握(安否確認)サービス、② 生活相談サービス

特定施設入居者生活介護の
指定を受けている等のサ
ービス付き高齢者向け住宅